

保健・医療・福祉・労働などの 市区町村の行政協力について

～森永ひ素ミルク中毒被害者の恒久救済の実現に向けて～

公益財団法人ひかり協会
推薦：厚生労働省

目 次

●あいさつ	厚生労働大臣	武見 敬三 ……	1
●行政協力の推進について（推薦のことば）	厚生労働省健康・生活衛生局総務課長	吉田 一生 ……	2
●ひかり協会の行う事業への行政協力のお願いーパンフレット第9版の発行にあたってー	公益財団法人ひかり協会理事長	前野 直道 ……	3

I ひかり協会の行う事業への行政協力について

1	ひかり協会と森永ひ素ミルク中毒被害者救済事業 ……	4
2	ひかり協会の事業と行政協力 ……	4
	（1）森永ひ素ミルク中毒事件	
	（2）三者会談の成立とひかり協会の設立	
	（3）国・自治体の行政協力	
3	被害者の状況 ……	6
	（1）全体的状況	
	（2）障害のある被害者の状況	

II ひかり協会の行う事業への行政協力のお願い

1	行政協力の仕組みづくりと厚生労働省通知による協力依頼 ……	8
2	都道府県・市区町村への行政協力のお願い ……	9
	（1）都道府県・市区町村の担当窓口課とひかり協会等との連携	
	（2）障害のある被害者の地域での生活のための行政協力（保健・医療・福祉・労働など）	
	（3）被害者の健康・生活の課題に対する行政協力	

資 料

資料1	三者会談確認書 ……	11
資料2	財団法人ひかり協会設立趣意書 ……	12
資料3	厚生労働省通知（平成3年7月8日付 衛食第91号（平成25年2月27日改正 食安企発0227第1号）） ……	13
	（参考1） 森永ひ素ミルク中毒被害者対策図 ……	16
	（参考2） 保健福祉労働サービス要望事項 ……	17
資料4	旧労働省通知（昭和60年3月25日付 障対発第4号） ……	18
資料5	厚生労働省通知（平成19年1月22日付 食安企発0122001号、障障発0122001号（平成25年2月27日改正 食安企発0227第2号、障障発0227第2号）） ……	19
資料6	厚生労働省通知（平成25年2月27日付 食安企発0227第3号、老高発0227第1号、老振発0227第1号、老老発0227第2号） ……	20
資料7	厚生労働省事務連絡「施設入所等の取組に対する協力」（平成28年9月26日付） ……	21
資料8	厚生労働省事務連絡「適切なサービス提供に向けた取組に対する協力」（平成31年1月10日付） ……	22
資料9	厚生労働省通知（平成26年12月3日付 食安企発1203第2号） ……	23
資料10	厚生労働省事務連絡「介護サービスの利用等に関する相談への対応」（令和6年6月21日付） ……	24
資料11	事件と救済事業の経過（年表） ……	26

あいさつ

厚生労働大臣 武見 敬三

昭和 30 年に森永ミルク中毒事件が発生してから 69 年の歳月が経過しました。被害者御本人はもとより、御家族の方々におかれては、今日に至るまでの苦しみや悩みは、筆舌に尽くせぬものであったとお察しいたします。

公益財団法人ひかり協会は、昭和 49 年に設立されて以降、被害者の方々の恒久的な救済を図るため、健康管理や生活保障等の各般の救済事業を実施してこられました。今後、被害者の方々の高齢化に伴い、ひかり協会の救済事業が果たすべき役割は、ますます大きくなっていくものと考えております。

厚生労働省といたしましては、ひかり協会の取組を通じて救済事業が一層推進されることを強く御期待申し上げますとともに、今後とも、「厚生労働省」、「守る会」及び「森永」がそれぞれの立場と責任において協力することとした昭和 48 年の「三者会談確認書」の趣旨を、各自治体等の関係者に機会あるごとに徹底し、救済事業が円滑に推進されるよう積極的に「行政協力」を行い、責任を果たしてまいります。

この事件に思いを致すたび、食品の安全確保がいかに重要であるかということを痛切に感じずにはられません。

昨今も、機能性表示食品に係る健康被害がありましたが、その対応に当たっていた令和 6 年 4 月から、食品衛生基準行政が消費者庁に移管され、食品衛生監視行政が厚生労働省に残る形となりました。今後とも、食品衛生基準行政を含めて総合調整機能を担う消費者庁と、食品衛生監視行政を担う厚生労働省とにおいて、それぞれの役割・機能をしっかりと果たしていくことで、食品の安全確保を図ってまいります。

このパンフレットは、ひかり協会の救済事業が円滑に実施されるよう、保健、医療、福祉、労働行政などに携わっている市町村等の方々にお読みいただくことを目的として作成されました。

多くの方々にこのパンフレットを手にとりいただき、ひかり協会の救済事業に対する御理解と御協力を賜りますよう、切にお願い申し上げます。

ひかり協会の今後ますますの御発展、恒久救済事業の一層の推進と被害者の皆様方の御健勝を祈念して私の挨拶といたします。

行政協力の推進について (推薦のことば)

厚生労働省健康・生活衛生局総務課長 吉田 一生

この度、森永ひ素ミルク中毒事件について、公益財団法人ひかり協会が実施されている救済事業等を紹介し、市町村を始めとする地方公共団体職員の皆様の理解を深めていただくためのパンフレットが、改訂されることとなりました。

昭和30年に発生した森永ひ素ミルク中毒事件の被害者の方々に対しては、昭和48年12月、厚生省（現厚生労働省）、被害者団体、森永乳業株式会社の三者会談において合意された「確認書」を基に、支援が進められています。ひかり協会は、この救済事業の実施団体として、昭和49年に公益法人として設立され、以来、被害者の方々の継続的な健康管理、治療養護、生活保障、保護育成等の事業を担ってこられました。

幼くして被害を受けられた方々も70歳を迎える時期に差し掛かってきたところであり、高齢化に対応した支援が求められております。ひかり協会においては、令和3年度に、健康面や生活面が大きく変化する今後の高齢化にも柔軟に対応していくための「第三次10ヵ年計画」を策定し、「自主的健康管理の援助事業」と「障害のある被害者の生活設計実現の援助事業」を2つの重点事業に据え、救済事業を推進してこられました。

厚生労働省といたしましても、このようなひかり協会が実施する救済事業に対し、「確認書」に基づき、様々な行政協力を行ってきました。令和6年6月には、被害者の高齢化に伴い、介護サービスの利用等のさらなる増加が想定されていることを踏まえ、「森永ひ素ミルク中毒被害者の介護サービスの利用等に関する相談への対応について（依頼）」を発出し、被害者の生活の状況等に関して、ひかり協会から森永ひ素ミルク中毒関係担当窓口課に情報提供があった場合は、地域包括支援センター等に情報共有をした上で、ひかり協会と十分な連携を図るよう、一層の協力をお願いしたところです。

ひかり協会が救済事業を円滑に実施していくためには、保健医療、福祉等の分野で中心的な役割を果たす市町村等との連携が極めて重要です。関係各位におかれては、救済事業の原点である「確認書」とそれに基づく「(公財) ひかり協会の行う事業に対する協力について（依頼）」等につき、今一度、本パンフレットで御確認いただくとともに、その趣旨を十分御理解の上、救済事業への一層の御協力を賜りますよう、改めてお願い申し上げまして、推薦のことばとさせていただきます。

ひかり協会の行う事業への行政協力をお願い —パンフレット第9版の発行にあたって—

公益財団法人ひかり協会理事長 前野 直道

ひかり協会は、国（厚生労働省）、森永ひ素ミルク中毒の被害者を守る会、森永乳業の三者の合意により1974（昭和49）年に設立されました。それ以来今日まで50年、森永ひ素ミルク中毒事件の被害者の方々に対する救済事業を行ってまいりました。

この間、厚生労働省をはじめ都道府県や市区町村などの関係行政機関の皆様方のご協力を得て、被害者の多様なニーズに対応した事業を実施することができました。ここに深く感謝申し上げます。

ひかり協会では、「すべての被害者の自主的健康管理の援助」と「障害のある被害者の生活設計実現の援助」を2つの重点事業として取り組んでいます。

高齢化が進む被害者に対し、被害者同士が健康を気づかって声をかけ合うなどの取組を重視しながら、生活習慣病等の予防のため基礎健診やがん検診受診の促進と定着を図っています。また、障害のある被害者の救済事業としては、被害者の現状と課題を明らかにして、被害者自身の意思を尊重した生活設計実現の援助の取組を進めています。

これらの被害者救済事業の推進にあたっては、都道府県はもちろんのこと、被害者にとって最も身近な自治体である市区町村のご理解とご協力が欠かせません。

このパンフレットは、第26回「三者会談」（1993（平成5）年7月）において、国、都道府県とともに市区町村がひかり協会と十分に連携して、被害者救済に資する行政協力を一層進めるために作成する旨決議され、その趣旨から厚生労働省の推薦をいただき発行いたしました。

第1版は1994（平成6）年に発行し、今回は第9版となります。この間、厚生労働省からはいくつかの通知や事務連絡の発出など、救済事業を促進させるためのご協力をいただきました。またこのたび、事務連絡「森永ひ素ミルク中毒被害者の介護サービスの利用等に関する相談への対応について（依頼）」が出されました。これにより被害者が介護サービスを利用するにあたって、ひかり協会との連携や関係部局及び関係機関等における情報共有等の適切な実施が促進されるものと期待しております。

被害者が暮らすほとんどの市区町村において窓口課が設定され、ひかり協会や都道府県との密接な連携によって行政協力を進めていただいているところですが、被害者の恒久救済の趣旨と歴史を今一度ご理解いただき、今後なお一層のご協力をたまわりますようお願い申し上げます。

I ひかり協会の行う事業への行政協力について

1 ひかり協会と森永ひ素ミルク中毒被害者救済事業

公益財団法人ひかり協会（以下、ひかり協会という）は、1974年（昭和49年）に厚生省（当時）認可を受けて設立された公益法人で、2011年（平成23年）には公益財団法人として認定され、森永ひ素ミルク中毒事件被害者のための救済事業を行っています。ひか

り協会は、大阪に本部事務局を置き、全国に7地区センター事務所を設置して、被害者の健康の回復・増進と社会的自立・発達を図るための各種の救済事業を実施しています。

ひかり協会の定款に定める目的と事業は次のとおりです。

ひかり協会の目的

（定款第3条）

この法人は、森永ミルク中毒事件に起因する被害の救済のための事業及びこれに関連する調査・研究その他の事業を行い、被害者等の福祉の増進を図り、もって公衆衛生及び社会福祉の向上に資することを目的とする。

ひかり協会の事業

（定款第4条要約）

1. 継続的健康管理
2. 治療・養護
3. 生活保障又は援護
4. 教育及び保護育成
5. 相談、判定及び指導
6. 関連する調査・研究と公表
7. 森永ひ素ミルク飲用者の認定
8. その他目的達成に必要な事業

2 ひかり協会の事業と行政協力

ひかり協会が行う事業に対して、厚生労働省をはじめとして、他省庁及び都道府県の関係諸機関や市区町村のご協力をいただいています。この行政協力については、1955年（昭和30年）の森永ひ素ミルク中毒事件の発生当時の処理及びその後事件の解決のため、国・自治体が行政の立場から取り組んできたこと、ひかり協会設立にあたっては国が「全面的協力」を確約したことによるものです。このような経過から、厚生労働省（事件当時は厚生省）では健康・生活衛生局総務課が、都道府県では事件当時の処理にあたった主

管課が、ひかり協会の窓口課として行政協力を担当しています。その経過をもう少し詳しく振り返ってみます。

（1）森永ひ素ミルク中毒事件

森永ひ素ミルク中毒事件とは、1955年（昭和30年）4月から8月の間に当時の森永乳業徳島工場で生産されたドライミルクの中にひ素等が混入したことにより引き起こされた、世界でも例をみない大規模で痛ましい乳児の集団食中毒事件です。

厚生省（当時）は、まず食品衛生法に基づ

き有毒缶の回収と販売停止、そして患者、死亡者の確認等の対策を自治体に指示し、「補償問題の処理について」を発表しました。翌年にも、一斉検診と治癒判定基準に基づく判定を行うように指示しました。その結果、受診した被害者のほとんどが「全快」の判定を受け、「後遺症の心配はない」「原病の継続である」との判断が下されました。このように国の指示等に基づき、自治体も事件当時の処理にあたり、事件は医学的にも社会的にも一応落ち着いたものとして処理されたのです。

（２）三者会談の成立とひかり協会の設立

ところが1969年（昭和44年）10月、日本公衆衛生学会において、大阪大学医学部の丸山博教授が被害者の追跡調査の結果を「14年目の訪問」として発表し、再び社会問題として取り上げられるようになりました。親たちは、全国的に再び結集し、「森永ミルク中毒のこどもを守る会」（現「森永ひ素ミルク中毒の被害者を守る会」、以下「守る会」という）をつくり、被害者の救済を求め、森永乳業や国との交渉、民事訴訟などの運動を進めました。事件当時と違って、多くの専門家や世論も「守る会」を支持し、自治体による被害者の実態調査や検診などの協力も行われました。

「一日も早く被害者の救済を」という親たちの願いは、国からの呼びかけとなって、事件から18年経った1973年（昭和48年）10月12日に「守る会」と森永乳業を加えた三者による話し合い（三者会談）が始まりました。この中で、「厚生省は単なる仲介、あっせんの立場からではなく、被害者の立場に立って話し合いを進める」こと、及び三者は「守る会」の「恒久対策案構想を尊重する」ことを確認しました（第1回三者会談）。

ひかり協会は、こうした国、「守る会」、森永乳業の三者の合意を基盤に、全被害者を恒久的に救済するための事業を行うことを目

的として設立されたものです。〔三者会談確認書（11頁参照）、財団法人ひかり協会設立趣意書（12頁参照）〕

（３）国・自治体の行政協力

以上の経過が示すとおり、森永ひ素ミルク中毒事件の解決にあたって国（厚生省（当時））・自治体は、行政として事件当時の処理から、三者会談の成立にいたるまで深くかかわってきました。その後、三者会談において三者会談確認書の締結や決議が行われ、恒久救済のため、ひかり協会が行う事業に対し、国は自治体とも連絡調整し全国的な行政協力を行うことが確認されています。

三者会談についても、問題が全面的に解決するまで継続することが確認され、厚生労働省は「三者会談」等会議運営規則に基づき、その運営の中心的な役割を担っています。また、「患者名簿」（事件当時に作成された被害者の名簿）の管理と、疫学等の研究事業への参加など各種の行政協力を行ってきています。関係都道府県市等に対しても、労働省（当時）からの被害者の雇用の促進と安定に関する通知（1985年3月25日 障対発第4号）（18頁参照）をはじめ、保健、医療、福祉、労働などについて協力を依頼するとともに、ひかり協会の事業への協力を主題にした森永ミルク中毒事件全国担当係長会議を毎年開催し、各種事業への協力、並びにひかり協会が行う地域救済対策委員会への参加、行政協力懇談会の開催と参加などについて交流・討議を行っています。

1991年（平成3年）には、障害のある被害者の親の高齢化に伴ってひかり協会事業の重要性が一層増していること、保健、医療、福祉、労働などについての総合的な行政協力の体制が必要であるということから、「三者会談」の決議を受けて、厚生省（当時）から都道府県に対して、「（財）ひかり協会の行う事業に対する協力について（依頼）」（1991

年7月8日 衛食第91号)が通知されています。その後、施策における市区町村の役割の増大や介護保険制度・健康増進法・障害者自立支援法等の施行に伴い改正が行われ、さらに高齢福祉の分野での取組が重要となってきたことや、市区町村への対策対象者名簿の写しの交付等により、再度改正(2013年2月27日 食安企発0227第1号)が行われました(13頁参照)。

また、障害のある被害者の「生活の場」の確保に向けて、円滑な施設等への入所を図るため、「(公財) ひかり協会の行う施設入所等の取組に対する協力について(依頼)」(2007年1月22日 食安企発第0122001号・障障発0122001号(2013年2月27日改正 食安企発0227第2号・障障発0227第2号))も発出されています(19頁参照)。この2013年の通知改正時には、被害者が60歳代となり高齢福祉や介護保険の制度活用が課題になることから、併せて「(公財) ひかり協会による森永ひ素ミルク中毒被害者の介護サービスの利用等に関する相談への協力について

(依頼)」(2013年2月27日 食安企発0227第3号・老高発0227第1号・老振発0227第1号・老老発0227第2号)が発出されました(20頁参照)。

2001年(平成13年)の省庁再編等を経て、現在の国の窓口課は厚生労働省(健康・生活衛生局総務課)となりましたが、三者会談確認書に基づく国としての行政協力に変わりがないことを、第34回「三者会談」(2001年8月26日開催)などで確認しているところです。

都道府県においても、事件当時の処理にあたった主管課が窓口課となり、「患者名簿」の管理や未確認患者の飲用認定申請の受付を行うとともに、厚生労働省、都道府県、市区町村など関係諸機関との連絡調整の中心となり、ひかり協会の事業に対する行政協力を推進しています。近年では「森永ひ素ミルク中毒被害者の住所不明者の情報提供について(依頼)」(2014年12月3日 食安企発1203第2号)の通知(23頁参照)に基づく協力も行われています。

3 被害者の状況

(1) 全体的状況

被害者総数は、13,462名(2024年3月末現在)です。このうち約5,200名がひかり協会と常時連絡を希望しており、この人たちがひかり協会の日常的な救済対象者です。

森永ひ素ミルク被害者集団の医学的特徴は、ひかり協会の調べでは脳性麻痺、知的障害、てんかん、脳波異常、精神障害などの中枢神経系の異常が多いこと、ひ素中毒特有の皮膚変化である点状白斑とひ素角化症の被害者が一部に存在すること、中毒時の輸血や中毒時以後の免疫力低下によると考えられる慢性C型肝炎が多く見られることなどで

す。特に中枢神経系の変化が多いことは、他のひ素中毒の例と異なり、乳児期の中毒であるこの事件の大きな特徴で、中毒当時ひ素により直接的、間接的に受けた変化が、成長に伴って種々の形で現れたものと考えられています。

1982年からひかり協会と常時連絡を希望する被害者を対象に、死亡状況(死亡リスク及び死亡原因)などの調査をとりまとめた疫学研究では、全体としては被害者が30歳代後半になると死亡率が同年齢の一般住民とほぼ同じ程度にまで低下していたことが明らかに became。一方で、障害のある被害

者では近年も高い死亡率が認められていることから、健康課題に対する支援策を充実させる必要性が示唆されています。

(2) 障害のある被害者の状況

障害のある被害者には、ひかり協会から生活援助のためのひかり手当等を支給していますが、このひかり手当等受給者の障害の状況は図1のとおりです。知的障害が最も多く、次いで肢体障害、精神障害、てんかんの順になり、重複障害が多いことも特徴です。

障害のある被害者の課題は以下のとおりです。

- 「生活の場」については、障害が重度化したり医療的ケアが必要になったりすると、それまでの地域での生活や施設での生活が困難となるため、「生活の場」の確保・変更が大きな課題になっています。
- 高齢期を迎えて、認知機能の低下や転倒・骨折などの心身機能の低下により日常生活の維持が困難になっています。

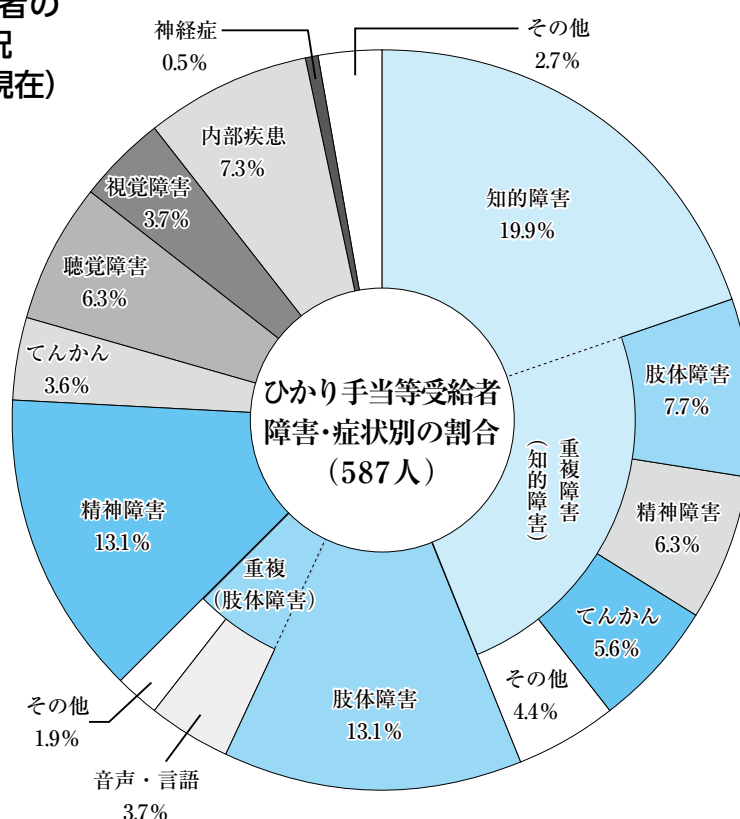
○知的障害や精神障害のある被害者の中には糖尿病などの生活習慣病を持つ方が多くいて、生活習慣病に係る援助が重要になっています。

○脳性麻痺などの肢体障害のある被害者は、加齢や生活環境の影響によるしびれや痛みを伴う機能低下といった、二次的な障害（二次障害）が見られます。

○親族（親・兄弟姉妹）の高齢化による介護力の低下などから、ホームヘルプサービスの利用、あるいは施設入所やグループホーム入居などが必要な状況になっています。また、同じ理由から高齢の親族に代わる後見的援助（物事の判断が難しい本人の権利擁護、身上保護、財産・金銭管理、見守りなど）が必要な状況も増えています。

○重い障害のある被害者や相談できる親族などがいない被害者については、急な入院・手術の手続きや延命治療・看取りなどに対する意思決定支援が重要となっています。

(図1) ひかり手当等受給者の
障害・症状別の状況
(2024年3月現在)



Ⅱ ひかり協会の行う事業への行政協力をお願い

1 行政協力の仕組みづくりと厚生労働省通知による協力依頼

被害者の生活習慣病予防や重症化防止が大きな課題になっており、障害のある被害者の場合には、親族の高齢化などに伴い、「生活の場」や「後見的援助」の確保・変更など様々な支援が必要になってきています。また、健康増進法や障害者総合支援法、介護保険法等による保健・福祉サービスは、住民にとって最も身近な市区町村の役割がより重視されています。

「三者会談」では、こうした状況の変化に即して、それまでの国と都道府県の連携から、市区町村も含めた連携を推進させる行政協力の仕組みづくりとするため、第 29 回「三者会談」（1996 年 8 月）において、

- ① 森永ひ素ミルク中毒被害者対策に関する連絡会議の設置
- ② 1991 年 7 月 8 日付衛食第 91 号通知「(財) ひかり協会の行う事業に対する協力について (依頼)」の改正
- ③ 保健婦等への普及啓発の促進
- ④ 森永ミルク中毒事件関係都府県市担当係長会議の内容の見直し

の 4 項目が決議されました。

この決議を踏まえ、今日まで、次のような取組が行われています。

- ① 厚生労働省内における連絡調整体制を確保するため、健康・生活衛生局総務課を事務局とし、健康・生活衛生局健康課、健康・生活衛生局がん・疾病対策課、労働基準局安全衛生部計画課、職業安定局障害者雇用対策課、社会・援護局障害保健福祉部企画課、社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課、老健局総務課、

保険局総務課、年金局総務課で構成する「森永ひ素ミルク中毒被害者対策に関する省内連絡会議」を設置・開催し、これにより、厚生労働省から都道府県、市区町村までの保健・福祉・雇用・介護関係の行政協力が円滑に進められています。

- ② 保健福祉分野における市区町村の役割の重要性が増大していること、高齢福祉の分野での取組が重要となってきたことなどを踏まえ、市区町村においてひかり協会及びひかり協会事業について理解が得られるよう周知を図るため、衛食第 91 号通知を改正し、厚生労働省から都道府県に通知しました（2013 年 2 月 27 日改正食安企発 0227 第 1 号）。
- ③ 保健師等への普及啓発を促進するため、自治体の保健師が参加する会議などにおいて、厚生労働省健康・生活衛生局総務課から資料を提出するとともに、説明及びひかり協会事業への協力を依頼しています。
- ④ 厚生労働省が 1988 年（昭和 63 年）から毎年開催している「森永ミルク中毒事件全国担当係長会議」について、各都府県市の要望を踏まえ、関係都府県市の行政協力の活動状況の意見交換を活発に行うなど、会議の内容の充実を図っています。

このような 4 項目の取組によって、従来からの行政協力の実績に加え、市区町村と都道府県、国の総合的な行政協力の仕組みづくりの一層の推進が図られています。

2 都道府県・市区町村への行政協力をお願い

ひかり協会の救済事業の対象者となる“常時ひかり協会との連絡を希望する被害者”は、45 都道府県、639 市区町村、このうち障害のある被害者は、34 都府県、223 市区町村に住んでいます。

これらの被害者の救済事業をより推進していくために、市区町村がこれまで進めてきている住民の安全、健康及び福祉の保持など地方自治の本旨に基づく対応とサービスの提供とともに、前述の厚生労働省通知（2013 年 2 月 27 日 食安企発 0227 第 1 号）の趣旨を踏まえ、一層の行政協力をお願いします。

（1）都道府県・市区町村の担当窓口課とひかり協会等との連携

被害者の救済は、担当窓口課のみならず、保健、医療、福祉、及び労働などの都道府県関係主管部局、市区町村並びに保健所などの極めて広範囲の行政機関に関係しています。

このため 16 頁に記載の（参考 1）森永ひ素ミルク中毒被害者対策図を参考にしながら、ひかり協会の地区センター事務所、都道府県の担当窓口課と十分な連絡調整をお願いします。特に「森永ひ素ミルク中毒被害者対策対象者名簿」の保管管理、及びその活用を行っている保健所との連絡調整を図りつつ、障害のある被害者等に対する支援のネットワークづくりと保健福祉サービスの提供にご配慮をお願いします。併せて、そのための定期的な行政協力懇談会の開催をお願いします。

また、市区町村においても保健・福祉などの分野にわたってさまざまな連携が必要となるため、「森永ひ素ミルク中毒被害者対策対象者名簿」の写しを活用し、市区町村の担当窓口課が中心になって障害福祉、高齢福祉、健康増進等の関係課との連携により行政

協力が進むようご対応をお願いします。

都道府県の窓口課においては、「森永ひ素ミルク中毒被害者の住所不明者の情報提供について（依頼）」（2014 年 12 月 3 日 食安企発 1203 第 2 号）の通知（23 頁参照）に基づくご協力、「森永ひ素ミルク飲用者の認定に係る事務要領」に基づく申請書受付など飲用認定事業へのご協力もよろしくお願いします。

（2）障害のある被害者の地域での生活のための行政協力（保健・医療・福祉・労働など）

現在、障害のある被害者は約 580 名います。ひかり協会は、「誰と、どこで、どのように暮らすか」を自らの意思で選択・決定できるよう援助することを基本としています。

また、被害者の障害の状態や社会生活の状況などに応じて、次のようなニーズが生じています。

- ①障害福祉サービスや介護保険サービスを利用する被害者対応のための「サービス等利用計画」「介護サービス計画書」を作成担当する指定特定相談支援事業者（相談支援専門員）との連絡調整、及び地域包括支援センターや居宅介護支援事業所（介護支援専門員）との連絡調整
- ②適切な福祉サービスの活用
- ③円滑な施設入所等を進めるための協力
- ④連絡調整会議（ネットワーク会議）の開催と地域生活支援に係る保健師訪問の協力

障害者基本法に基づき市区町村では「障害者計画」が策定され、国、都道府県、市区町村との総合的な連携や障害者への適切なサービス提供体制づくりが進められています。

障害のある被害者に対する行政協力については、ひかり協会が提出している「森永ひ素ミルク中毒被害者対策対象者名簿」を、厚生労働省通知（1991年7月8日衛食第91号（2013年2月27日改正 食安企発0227第1号））に基づき都道府県窓口課が保健所に送付し、保管管理及び活用されているところです。

そのため、障害のある被害者等に対する市区町村などの保健福祉労働などのサービスの実施にあたっては、この名簿に基づきひかり協会と保健所との十分な連絡調整のうえ、必要な場合には福祉事務所、公共職業安定所などの関係機関との連絡調整会議を進めていただくなどのご協力をお願いします（17頁参照）。

なお、1985年（昭和60年）に労働省（当時）から、都道府県職業安定主管課長宛に就業援助を要する被害者名簿の活用を図る「（財）ひかり協会の実施する事業に対する協力について」の通知が出されています（18頁参照）。

さらに2019年（平成31年）に厚生労働省から、65歳以降のサービス提供について、支援の必要性や本人の意向を踏まえて、個々の実態に即した支給決定がなされるように、「（公財）ひかり協会による障害のある森永ひ素ミルク中毒被害者への適切なサービス提供に向けた取組に対する協力について（依頼）」の事務連絡が出されています（22頁参照）。

また、被害者の高齢化に伴い介護サービスの利用等のさらなる増加が想定されることなどから、2024年（令和6年）には、事務連絡「森永ひ素ミルク中毒被害者の介護サービスの利用等に関する相談への対応について（依頼）」が発出され、自治体の担当窓口課における具体的対応が示されました（24頁参照）。

（3）被害者の健康・生活の課題に対する行政協力

乳幼児期のひ素中毒という健康被害を受

けた被害者の健康に対する関心は高く、生活習慣病の発症・重症化や心身機能の低下など健康に対する取組は加齢に伴い一層重要になっています。

ひかり協会は、被害者の健康状態の特徴を踏まえ、生活習慣病の発症・重症化を防ぎ、一人ひとりの自主的な健康管理を援助するために、公的健診の受診を促進し、相談員など専門家による検診結果に対する個別の保健指導や被害者の健康課題に対する相談などに取り組んできました。

また、救済事業協力員活動による健康意識の向上や検診受診の定着をめざし、被害者同士で検診受診や事業参加を促す「呼びかけ」活動や自主的な健康管理を進める健康懇談会・自主的グループ活動を重視した、「連帯して健康を守るネットワークづくり」にも取り組んできました。

さらに、被害者が高齢期を迎えた現在では、日常的な健康管理については、かかりつけ医・かかりつけ歯科医を持ち相談すること、健康・生活・孤立などの課題については、地域の支援につながることを重視して取り組んでいます。

以上の取組を促進するため、16頁に記載の（参考1）森永ひ素ミルク中毒被害者対策図に示すように、「森永ひ素ミルク中毒被害者対策対象者名簿」の写しに基づいて、障害のある被害者をはじめ全被害者が、高齢者医療確保法や健康増進法に基づく特定健康診査・特定保健指導・がん検診などの保健・健康増進事業を積極的に活用できるようご協力をお願いします。また、健診（検診）に関する情報提供や健康懇談会などへの講師派遣、援助の必要な被害者に対する保健師等の訪問指導をお願いします。その際、ひかり協会地区センター事務所との必要な連絡調整をお願いします。

三者会談確認書

確 認 書

厚生省、森永ミルク中毒のこどもを守る会（以下「守る会」という。）及び森永乳業株式会社（以下「森永」という。）は、昭和30年に発生した森永ミルク中毒事件の全被害者を恒久的に救済するため、昭和48年10月12日を第1回として5回にわたり、三者による会談（以下「三者会談」という。）を続けてきたところ、今日までに下記の条項について、互いに合意に達したので、ここに、そのことを明らかにするためにこの確認書を作成する。

記

1. 「森永」は森永ミルク中毒事件について、企業の責任を全面的に認め心から謝罪するとともに、今後、被害者救済のために一切の義務を負担することを確約する。
2. 「森永」は被害者の対策について、「守る会」の提唱する、森永ミルク中毒被害者の恒久的救済に関する対策案（以下「恒久対策案」という。）を尊重し、すべての対策について同案に基づいて設置される救済対策委員会の判断並びに決定に従うことを確約する。
3. 「森永」は前二項の立場にたって救済対策委員会の指示を忠実に実行するとともに同委員会が必要とする費用の一切を負担することを確約する。
4. 厚生省は被害者対策について「守る会」の提唱する「恒久対策案」の実現のために積極的に援助し、かつ、救済対策委員会が行政上の措置を依頼した時はこれに協力することを確約する。
5. この確認書は、被害救済のための第一歩であって、今後、厚生省、「守る会」及び「森永」は、それぞれの立場と責任において、被害救済のために協力することを確認し、問題が全面的に解決するまで「三者会談」を継続し、「恒久対策案」実現のために努力することを確約する。なお、このための必要な措置として「三者会談」の中に、「救済対策推進委員会」を設置する。

昭和48年12月23日

厚 生 大 臣	齋 藤 邦 吉
	署 名 印
森 永 ミ ル ク 中 毒 の こどもを守る会理事長	岩 月 祝 一
	署 名 印
森永乳業株式会社社長	大 野 勇
	署 名 印

財団法人ひかり協会設立趣意書

昭和30年、森永ドライミルクに砒素等の有害物質が混入し、多くの乳幼児が被災した、いわゆる森永ミルク中毒事件は、その規模が広範であったこと、被害者がいたいけな乳幼児であったことなど、わが国のみではなく、世界でも類例のないいたましい事件でした。

以来今日まで19年が経過し、当時乳幼児であった被害者もすでに成人に達し、あるいは成人に達しようとしております。

しかしながら、被害者に関連する諸問題が今日もなお解決をみていないことは、誠に残念なことであります。

すなわち、昭和30年代前半に一応の着落をみたと考えられていた本事件であります。その後においても被害者に何らかの救済を要する方々があり、これに関する運動が長い間続けられてまいりました。そして、昭和44年以降において、この問題は再び大きな社会問題として人々の関心と呼ぶところとなったのであります。

その後、当事者間においては、数多くの話し合いの機会が持たれましたが事態の解決を図るまでには至らずに推移し、昭和48年には、大阪をはじめ岡山、高松において民事訴訟が提起され、この問題は法廷の場でも争われることとなりました。

しかし、被害者は現在人生のうちでも最も重要な時期を迎えており、一日も早く救済の措置のとられることが何よりもまず望まれることは言うまでもありません。

このようなときに、厚生大臣より、厚生省、被害者の父母の団体である「森永ミルク中毒のこどもを守る会」及び森永乳業株式会社の三者による会談が提唱され、その第一回の会談が昭和48年10月12日にもたれました。

この会談においては、森永ミルク中毒のこどもを守る会の提唱する「森永ミルク中毒被害者の恒久的救済に関する対策案」を尊重し、三者それぞれの立場で被害者の救済に努力することが確認され、昭和48年12月23日の第五回三者会談において、別紙のとおり、確認書が作成されました。

この確認書に基づいて、その後もひきつづき具体的な方策についての検討が重ねられてきたのでありますが、その結果幸いにも昭和49年4月17日、三者の間に公益法人の設立及び救済事業の方策について合意が成立するに至ったのであります。

この法人は、この三者会談における検討の結果による合意を基盤とし、「森永ミルク中毒被害者の恒久的救済に関する対策案」の精神を生かし、そこに盛られた各種の事業を実施するとともに、今日及び将来にわたって全被害者の救済を図るために設立されるものであります。

すなわち、この法人は、被害者の継続的健康管理、治療養護、生活保障、保護育成等に関する事業を実施することによってすべての被害者の救済を図り、被害者の福祉の向上を図るとともに、これに関連する調査研究を行い、ひいてはわが国の公衆衛生の向上及び福祉の増進に寄与することを目的とするものであります。

以上が、この法人の設立の趣意であります。

昭和49年4月17日

財団法人ひかり協会設立発起人一同

(資料3)

旧厚生省(現 厚生労働省)通知

平成3年(1991年)7月8日 衛食第91号

(平成25年(2013年)2月27日改正 食安企発0227第1号)

衛食第91号

平成3年7月8日

(平成8年9月19日改正 衛食第240号)

(平成16年7月30日改正 食安企発第0730001号)

(平成18年11月15日改正 食安企発第1115001号)

(平成21年4月1日改正 食安企発第0401001号)

(平成25年2月27日改正 食安企発0227第1号)

各都道府県衛生主管部(局)長 殿

厚生省生活衛生局食品保健課長

(公財) ひかり協会の行う事業に対する協力について(依頼)

(財) ひかり協会の行う森永ひ素ミルク中毒被害者救済事業(以下「協会事業」という。)についてはかねてより御配慮を煩わしているところであるが、森永ひ素ミルク中毒被害者も30歳代半ばに達し、親の高齢化、社会情勢の変化等に伴い、協会事業は一層重要性を増していることにかんがみ、貴職におかれましても、下記事項に留意の上、協会事業の推進に御協力をお願いする。

平成8年9月19日衛食第240号前文

標記については、「三者会談確認書(昭和48年12月23日)」に基づき、「(財) ひかり協会の行う事業に対する協力について」(平成3年7月8日衛食第91号厚生省生活衛生局食品保健課長通知。以下「衛食第91号通知」という。)により御協力をお願いしているところであるが、森永ひ素ミルク中毒被害者も40歳代に達するとともに、福祉関係八法改正、地域保健法の制定等に伴い、保健福祉分野における市町村の役割の重要性が増大してきていること等にかんがみ、衛食第91号通知の一部を下記のとおり改正することとしたので、ご留意の上、協会事業への一層の御協力をお願いする。

なお、本件については、大臣官房障害保健福祉部障害福祉課・精神保健福祉課、健康政策局計画課、老人保健福祉局老人保健課と協議済みであることを念のため申し添える。

平成16年7月30日食安企発第0730001号前文

標記については、「三者会談確認書(昭和48年12月23日)」に基づき、「(財) ひかり協会の行う事業に対する協力について」(平成3年7月8日衛食第91号厚生省生活衛生局食品保健課長通知。以下「衛食第91号通知」という。)により御協力をお願いしているところですが、森永ひ素ミルク中毒被害者も50歳代に差し掛かるとともに、介護保険制度、支援費制度、健康増進法の施行等に伴い、保健福祉分野における市町村の役割の重要性が一層増大してきていること等にかんがみ、衛食第91号通知の一部を下記のとおり改正することとしましたので、御留意の上、協会事業への一層の御協力をお願いします。

なお、本件については、健康局総務課保健指導室・地域保健室、職業安定局高齢・障害者雇用対策部障害者雇用対策課、社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課・精神保健福祉課、老健局介護保険課・老人保健課と協議済みであることを念のため申し添えます。

平成18年11月15日食安企発第1115001号前文

標記については、「三者会談確認書（昭和48年12月23日）」に基づき、「（財）ひかり協会の行う事業に対する協力について」（平成3年7月8日衛食第91号厚生省生活衛生局食品保健課長通知。以下「衛食第91号通知」という。）により御協力をお願いしているところですが、森永ひ素ミルク中毒被害者も50歳代に差し掛かるとともに、障害者自立支援法の施行等に伴い、保健福祉分野における市町村の役割の重要性が一層増大してきていること等にかんがみ、衛食第91号通知の一部を下記のとおり改正することとしましたので、御留意の上、ひかり協会事業への一層の御協力をお願いします。

なお、本件については、社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課と協議済みであることを念のため申し添えます。

平成21年4月1日食安企発第0401001号前文

標記については、「三者会談確認書（昭和48年12月23日）」に基づき、「（財）ひかり協会の行う事業に対する協力について」（平成3年7月8日衛食第91号厚生省生活衛生局食品保健課長通知。以下「衛食第91号通知」という。）により御協力をお願いしているところですが、森永ひ素ミルク中毒被害者も50歳代半ばに差し掛かるとともに、健康増進法（平成14年法律第103号）に基づくがん検診等の健康増進事業の実施、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）に基づく特定健康診査及び特定保健指導、障害者自立支援法（平成17年法律第123号）の施行等に伴い、保健福祉分野における市町村（国民健康保険関係部署を含む。以下「市町村」という。）の役割の重要性が一層増大してきていること等にかんがみ、衛食第91号通知の一部を下記のとおり改正することとしましたので、御留意の上、協会事業への一層の御協力をお願いします。

なお、本件については、健康局総務課がん対策推進室、生活習慣病対策室及び疾病対策課肝炎対策推進室、社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課、老健局老人保健課並びに保険局総務課医療費適正化対策推進室及び国民健康保険課と協議済みであることを念のため申し添えます。

平成25年2月27日食安企発0227第1号前文

標記については、「三者会談確認書（昭和48年12月23日）」に基づき、「（財）ひかり協会の行う事業に対する協力について」（平成3年7月8日衛食第91号厚生省生活衛生局食品保健課長通知。以下「衛食第91号通知」という。）により御協力をお願いしているところですが、今後、森永ひ素ミルク中毒被害者も60歳代を迎え、従来から御協力いただいていた障害福祉のみならず、高齢福祉の分野での取組が重要となってきたこと等にかんがみ、本通知の一部を下記のとおり改正することとしましたので、御留意の上、協会事業への一層の御協力をお願いします。

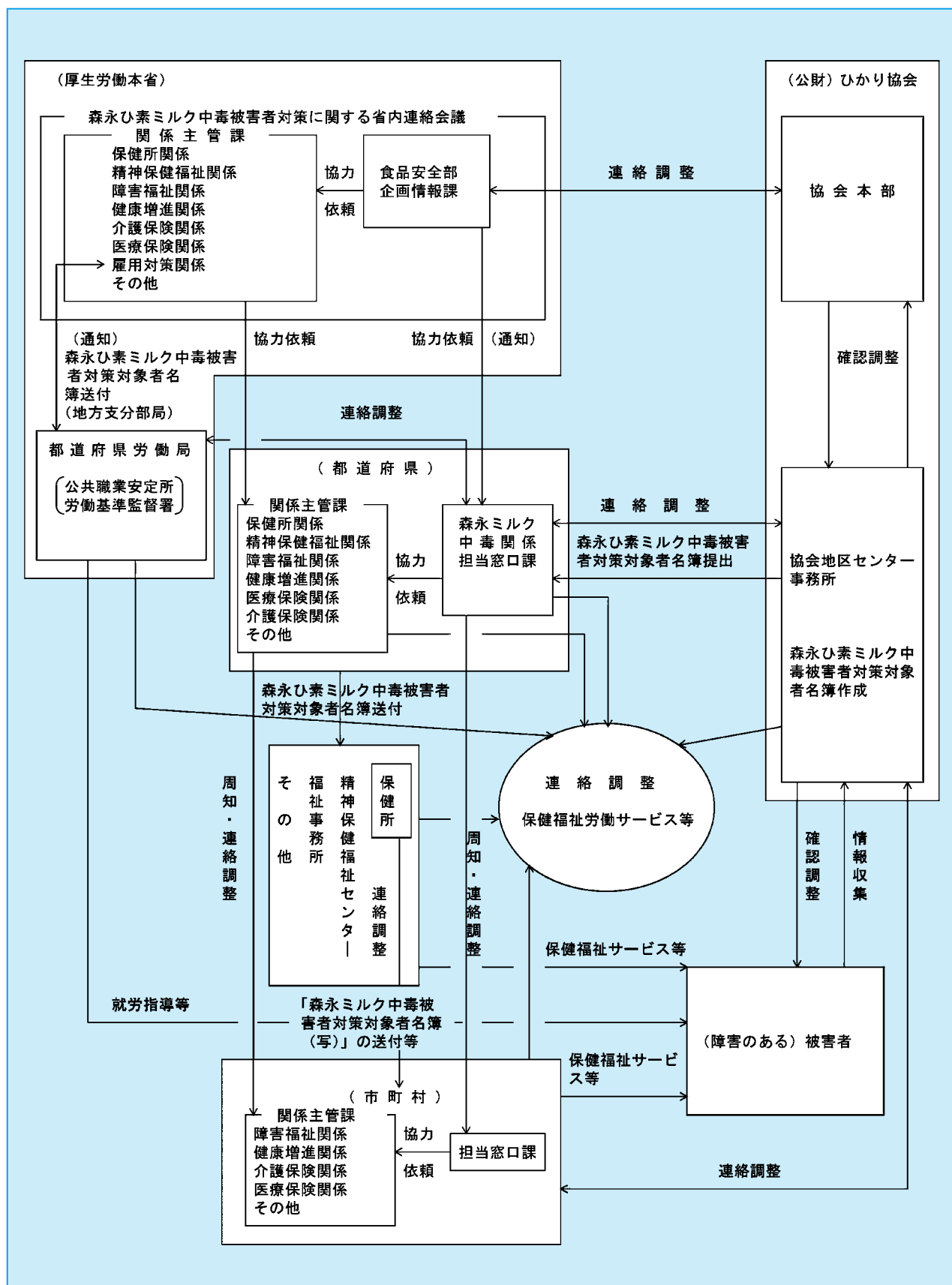
なお、本件については、健康局がん対策健康増進課及び疾病対策課肝炎対策推進室、社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課、老健局高齢者支援課、振興課及び老人保健課並びに保険局総務課医療費適正化対策推進室及び国民健康保険課と協議済みであることを念のため申し添えます。

記

- 1 （公財）ひかり協会現地事務所から現在障害のある森永ひ素ミルク中毒被害者対策対象者名簿の提出があったときは、当該名簿に記載された者について、個人情報の保護に留意するとともに、関係主管部局等と緊密な連携の下、障害のある被害者等が適切な保健福祉サービス等を受けられるよう配慮を願いたいこと。
- 2 当該名簿の保管管理は、適切な保健指導等を実施するうえにおいて、保健所が行うことが望ましいと考えるが、関係主管部局等と緊密な連携を図り、当該名簿の保管管理及びその活用について調整を願いたいこと。また、市町村に対し、当該市町村に居住する者（個人情報の取扱について問題の無いものに限る。）に係る当該名簿の写しを交付していただきたいこと。
- 3 障害のある被害者等の救済は、森永ひ素ミルク中毒事件関係担当窓口課のみならず、医療、保健、障害福祉、高齢福祉及び雇用対策等の都道府県関係主管部局、都道府県労働局、市町村並びに保健所等極めて広範囲の行政機関に関係しているので、（公財）ひかり協会及び関係行政機関と十分な連絡調整が図られるよう配慮を願いたいこと。
- 4 3の連絡調整については、健康増進法に基づくがん検診等の健康増進事業の実施、高齢者の医療の確保に関する法律に基づく特定健康診査及び特定保健指導、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）の施行等に伴い、保健福祉分野における市町村役割の重要性が一層増大してきていること等にかんがみ、市町村において（公財）ひかり協会及び協会事業について理解が得られるよう周知を図るとともに、協会から要請がある場合には市町村と十分な連絡調整が図れるよう配慮を願いたいこと。

(参考1)

森永ひ素ミルク中毒被害者対策図



保健福祉労働サービス要望事項

(公財)ひかり協会が障害のある被害者等に対する 保健福祉労働サービスとして要望している事項

1 保健所に対する要望

- ① 保健師、精神保健福祉相談員、栄養士、歯科衛生士等による定期・随時の訪問指導等
- ② デイケア、健康教室、患者会、家族会の紹介等の情報提供と利用支援

2 福祉事務所に対する要望

- ① ケースワーカーによる定期・随時の訪問等

3 公共職業安定所に対する要望

- ① 職業相談
- ② 職業訓練
- ③ 職業紹介
- ④ 職業指導

4 市町村に対する要望

- ① 保健師、精神保健福祉相談員、栄養士、歯科衛生士等による定期・随時の訪問指導等
- ② 健康増進法に基づく保健事業やがん検診に関する情報提供等
- ③ 特定健康診査・特定保健指導に関する情報提供等
- ④ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び介護保険法・老人福祉法によるホームヘルプサービス・デイサービス・ショートステイ等の情報提供と利用支援
- ⑤ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による訓練施設の通所などの利用支援
- ⑥ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び介護保険法・老人福祉法による施設・グループホーム等の紹介と利用支援等

5 1 から 4 の関係機関に対する共通要望

- ① 保健所や福祉事務所、公共職業安定所、市町村、主治医、相談支援事業者、居宅介護支援事業者等との連絡調整による支援ネットワークづくり
- ② 関係機関による連絡調整会議の開催、参加等

旧労働省通知

昭和60年(1985年)3月25日 障対発第4号

障対発第 4 号

昭和60年3月25日

各都道府県職業安定主管課長 殿

労働省職業安定局障害者雇用対策室長

(財) ひかり協会の実施する事業に対する協力について

昭和30年に西日本を中心におきた、いわゆる森永ミルク中毒事件の被害者の救済事業については、昭和48年厚生大臣の提唱により国、森永ミルク中毒のこどもを守る会、森永乳業の三者による話し合いの場がもたれ救済についての意見の一致みて、具体的措置を実施するため、昭和49年4月25日、財団法人ひかり協会が設立された。

同協会の事業対象者は、59年12月現在13,408人にのぼっているが、このうち、700人程度が発達遅延を中心として、なんらかの障害を有している(ひかり協会調べ)。同協会では、これらの事業対象者のため種々の施策を実施しているが、対象者が既に成人となっているため特に障害を有する者の社会的自立が、重要な課題となっており、労働省に対し、事業対象者の雇用の促進と安定について強い要望がなされているところである。

これが事件の被害者の雇用の促進と安定については、先の都道府県職業安定主管課長会議において指示したところであるが、下記につき御了知のうえ、貴管下公共職業安定所に対する指導方お願いする。

記

- 1 (財) ひかり協会では、医療、福祉等の各界の専門家の集団として、各地域に「地域救済対策委員会」を設け、専門家による相談・援助を行っているほか障害を有する者の社会的自立を援助するため「課題別懇談会」の開催等の事業を実施している。これらの事業に対し協会から職業安定機関に協力依頼があった場合は、積極的に協力すること。
- 2 森永ひ素ミルク中毒の被害者は「森永ひ素ミルク被害者証明書」(厚生省が交付)又は「森永ひ素ミルク飲用者証明書」(ひかり協会が認証、厚生省が交付)を所持しているほかに、身体障害者手帳等をあわせ持つ場合が多いので、当該被害者が公共職業安定所に求職申込みを行った場合には、求職登録制度の活用等により綿密な職業相談、職業指導を実施するよう配慮願いたいこと。

なお、都道府県別の被害者のうち就労の相談・指導が必要な者のリストは別途労働省から連絡する。

(資料5)

厚生労働省通知

平成19年(2007年)1月22日 食安企発第0122001号 障障発0122001号
(平成25年(2013年)2月27日改正 食安企発0227第2号 障障発0227第2号)

食安企発第 0122001号
障 障 発 0122001号
平成 19年 1 月22日

(平成21年 4 月14日改正 食安企発第0414001号及び障障発第0414001号)
(平成25年 2 月27日改正食安企発0227第2号及び障障発0227第2号)

各都道府県 〔 衛生主管部(局)長
障害保健福祉主管部(局)長 〕 殿

厚生労働省医薬食品局 食品安全部企画情報課長
厚生労働省社会・援護局 障害保健福祉部障害福祉課長

(公財) ひかり協会の行う施設入所等の 取組に対する協力について(依頼)

(公財) ひかり協会の行う森永ひ素ミルク中毒被害者救済事業については、「三者会談確認書(昭和48年12月23日)」に基づき、「(公財) ひかり協会の行う事業に対する協力について(依頼)」(平成3年7月8日衛食第91号厚生省生活衛生局食品保健課長通知)により御協力をお願いしているところではありますが、介護を担ってきた者の高齢化等に伴い、障害のある在宅被害者の生活の場の確保が重要な課題となっております。

このため、現在、(公財) ひかり協会においては、障害のある在宅被害者の施設への入所、グループホームへの入居等の希望状況の把握を進めており、その上で個々の対象者ごとに、該当する地方自治体等に相談するなど、将来の円滑な施設入所、グループホーム入居等に向けた取組を行うこととしております。

つきましては、在宅被害者等又は(公財) ひかり協会から、円滑な施設への入所、グループホームへの入居等に向けた相談があった場合には、被害者への支援の必要性を踏まえて、市町村等の関係行政機関と緊密な連携を図り、被害者の施設入所、グループホーム入居及びそのための事前対策(相談や入所、入居等の準備)のための取組が促進されるよう、特段の御配慮をお願いいたします。

(参考)

三者会談確認書(昭和48年12月23日)

(資料6)

厚生労働省通知

平成25年(2013年)2月27日 食安企発0227第3号 老高発0227第1号
老振発0227第1号 老老発0227第2号

食安企発0227第3号
老 高 発0227第1号
老 振 発0227第1号
老 老 発0227第2号
平成25年2月27日

各都道府県 〔 衛生主管部(局)長
介護保険主管部(局)長 〕 殿

厚生労働省医薬食品局食品安全部 企画情報課長
厚生労働省老健局 高齢者支援課長
振 興 課 長
老人保健課長

(公財) ひかり協会による森永ひ素ミルク中毒被害者の 介護サービスの利用等に関する相談への協力について (依頼)

(公財) ひかり協会の行う森永ひ素ミルク中毒被害者救済事業については、「三者会談確認書(昭和48年12月23日)」に基づき、「(公財) ひかり協会の行う事業に対する協力について(依頼)」(平成3年7月8日衛食第91号厚生省生活衛生局食品保健課長通知)により御協力をお願いしているところではありますが、事件発生から57年の歳月が経過し、被害者の方の高齢化が進んでいます。

このため、現在、(公財) ひかり協会においては、在宅被害者の施設への入所、在宅の介護サービス等の希望状況の把握を進めており、その上で個々の対象者ごとに該当する地方自治体等に相談するなど、将来の円滑な施設入所、介護在宅サービスの利用等に向けた取組を行うこととしています。

つきましては、在宅被害者等又は(公財) ひかり協会から、施設への入所、在宅の介護サービスの利用等に向けた相談があった場合には、被害者への支援の必要性を踏まえて、市町村において適切な対応が行われるよう、管内市町村あて周知をお願いします。

(参考)

三者会談確認書(昭和48年12月23日)

施設入所等の取組に対する協力

各都道府県

{	衛生主管部（局）	}
	障害保健福祉主管部（局）	
	介護保険主管部（局）	

 御中

事務連絡
平成28年9月26日

厚生労働省医薬・生活衛生局
生活衛生・食品安全部
企画情報課
厚生労働省社会・援護局
障害保健福祉部
障害福祉課
厚生労働省老健局
総務課
高齢者支援課
振興課
老人保健課

（公財）ひかり協会による森永ひ素ミルク中毒被害者の 施設入所等の取組に対する協力について（依頼）

（公財）ひかり協会が行う森永ひ素ミルク中毒被害者救済事業のうち、施設入所等の取組に関する支援については、別添のとおり協力を依頼するとともに、関係主管課長会議等において周知しているところです。

森永ひ素ミルク中毒被害者も60歳代を迎え、高齢化に伴う心身機能の低下等により、障害福祉制度、介護保険制度によるものを問わず、今後の生活の場を確保する必要があります高まっています。例えば、既に施設に入所している被害者において、医療機関での入院治療等のため、施設を退所せざるを得なくなった場合に、治療等の内容によっては、退院後に施設に再度入所することができず、やむなく転院による入院を継続することとなり、結果として、安定した生活の場を失う事例が生じています。

つきましては、このような事例の解消のためにも、被害者等又は（公財）ひかり協会から相談があった場合には、被害者への支援の必要性や本人の意向を踏まえて、施設入所等及びそのための事前対策に関する取組が促進されるよう、以下の取組例もご参考の上、引き続き、特段のご配慮をお願いするとともに、市町村においても適切な対応が行われるよう、別添の「（公財）ひかり協会の行う施設入所等の取組に対する協力について（依頼）」及び「（公財）ひかり協会による森永ひ素ミルク中毒被害者の介護サービス利用等に関する相談への協力について（依頼）」と併せて管内市町村あて周知をお願いします。

（取組例）

- 1 関係部局、市町村等の関係行政機関が、緊密な連携の下、施設入所等の必要性が生じた被害者等から求めがあった場合には、被害者本人の置かれた状況を速やかに把握するとともに、施設事業者等とも必要に応じて連絡を取り合いながら、適切な制度やサービスの利用がなされるよう支援する。
- 2 施設入所が実現する等、被害者が安定した生活の場を確保するまでの間、前項の取組を継続するよう努める。

(資料8)

適切なサービス提供に向けた取組に対する協力

各都道府県

{	衛生主管部（局）	}	御中
	障害保健福祉主管部（局）		
	介護保険主管部（局）		

事務連絡

平成31年1月10日

厚生労働省医薬・生活衛生局
生活衛生・食品安全企画課
厚生労働省社会・援護局
障害保健福祉部
企画課
障害福祉課
厚生労働省老健局
介護保険計画課

（公財）ひかり協会による障害のある森永ひ素ミルク中毒被害者への 適切なサービス提供に向けた取組に対する協力について（依頼）

（公財）ひかり協会が行う森永ひ素ミルク中毒被害者救済事業については、「三者会談確認書（昭和48年12月23日）」に基づき、「（公財）ひかり協会の行う事業に対する協力について（依頼）」（平成3年7月8日衛食第91号厚生省生活衛生局食品保健課長通知）により御協力をお願いしているところではありますが、事件発生から63年の歳月が経過し、被害者の高齢化が進むなか、適切なサービスが65歳以降にも提供されるかという点について、多くの被害者が不安を抱えております。

このため、現在、（公財）ひかり協会においては、障害のある被害者に対して、これまで障害福祉サービスを利用していた被害者が65歳以降も量・内容ともに同様のサービスを受けられるよう関連する通知の周知や要介護認定等申請を促すなどの相談活動を行っているところです。

一方で、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「障害者総合支援法」という。）に基づく自立支援給付と介護保険制度の適用関係等については、その運用に関して個々の実態に即したものとなっていない等の声も寄せられています。

つきましては、こうした状況を踏まえ、障害のある被害者や（公財）ひかり協会から相談があった場合には、別添の「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく自立支援給付と介護保険制度の適用関係等について」（平成19年3月28日障企発第0328002号・障障発第0328002号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課長・障害福祉課長連名通知）及び「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく自立支援給付と介護保険制度の適用関係等に係る留意事項等について」（平成27年2月18日付け事務連絡）に基づき、市町村において、障害者総合支援法に基づく介護給付費等を支給する場合の基準を設けている場合であっても、当該基準によって一律に判断するのではなく、障害保健福祉部局と介護保険部局とが連携し、介護保険サービスの支給量・内容では十分なサービスが受けられない場合には、障害者総合支援法に基づく介護給付費等を支給するなど、適切な運用に努めていただくようお願いします。また、障害のある被害者への支援の必要性や本人の意向を踏まえて、個々の実態に即した支給決定がなされるよう、市町村等の関係行政機関と緊密な連絡調整を図るとともに、管内市町村あて周知徹底いただくようお願いします。

厚生労働省通知

平成 26 年(2014 年)12 月 3 日 食安企発1203第 2 号

食安企発1203第 2 号

平成26年12月 3 日

各都道府県衛生主管部（局）長 殿

厚生労働省医薬食品局
食品安全部企画情報課長

森永ひ素ミルク中毒被害者の住所不明者の情報提供について（依頼）

公益財団法人ひかり協会（以下「ひかり協会」という。）が行う森永ひ素ミルク中毒被害者救済事業（以下「救済事業」という。）の実施にあたり、常日頃より、各種の行政協力をいただいておりますことを、心より感謝申し上げます。

さて、ひかり協会においては、これまで、約6,000人の被害者の方々のため様々な救済事業等を行っているところであり、これらの救済事業等を実施するためには被害者の方々の住所などの連絡先の把握が必要となります。このため、被害者が転居等をされた場合には、ひかり協会に連絡を入れていただくよう、ひかり協会から被害者の方々に周知しているところですが、ごくまれに、その連絡が漏れてしまい、ひかり協会が当該被害者の住所などの連絡先を把握できないケースが生じていると聞いています。

この場合には、ひかり協会から都道府県を通じて各市区町村に対して、被害者の転居先情報の照会を行っており、これに対して、多くの市区町村においては、各区市町村の個人情報保護に関する条例に基づき、

- (1) 当該被害者の転居先の市区町村に対し、
 - ① 当該市区町村に転居した当該被害者に係る転居先情報をひかり協会に提供することについて当該被害者の同意を得られるよう依頼するとともに、
 - ② 当該同意を得られた場合には、ひかり協会に当該被害者の転居先情報を提供する、
- (2) 被害者のための救済事業等を行っているひかり協会に転居先情報を提供することは、明らかに当該被害者の利益になるとの判断のもとに、ひかり協会に当該被害者の転居先情報を提供する、

といった対応を取っていただいているところです。

しかしながら、各市区町村における個人情報保護に係る制度や運用によっては、ごくまれに、ひかり協会に対して、被害者の転居先情報を提供できない旨の回答をされる市区町村もあると聞いております。

このような実情を踏まえ、個人情報保護制度の厳格な運用の重要性については十分承知しつつも、ひかり協会が行っている各種の公益事業の重要性に鑑み、管下市区町村にひかり協会から被害者の転居先情報に関する照会があったときには、上記のような運用が可能であることも十分に勘案していただいたうえで、各都道府県におかれましては、ひかり協会への協力が得られるよう、管下市区町村に対して周知するとともに、必要な調整等を行っていただくことにつき、特段のご高配を賜りますよう、お願い申し上げます。

介護サービスの利用等に関する相談への対応

事務連絡

令和6年6月21日

各都道府県 衛生主管部（局） 御中
介護保険主管部（局）

厚生労働省健康・生活衛生局

総務課

厚生労働省老健局

高齢者支援課

認知症施策・地域介護推進課

老人保健課

森永ひ素ミルク中毒被害者の介護サービスの利用等に関する 相談への対応について（依頼）

（公財）ひかり協会が行う森永ひ素ミルク中毒被害者救済事業（以下「救済事業」という。）については、「三者会談確認書（昭和48年12月23日）」に基づき、「（公財）ひかり協会の行う事業に対する協力について（依頼）」（平成3年7月8日衛食第91号厚生省生活衛生局食品保健課長通知）により御協力をお願いしているところです。

また、森永ひ素ミルク中毒被害者（以下「被害者」という。）の高齢化が進んでいることを踏まえ、介護サービスの利用等に関して、被害者や（公財）ひかり協会から相談があった場合には、別添の「（公財）ひかり協会による森永ひ素ミルク中毒被害者の介護サービスの利用等に関する相談への協力について」（平成25年2月27日食安企発第0227第3号・老高発第0227第1号・老振発0227第1号・老老発0227第2号厚生労働省医薬食品局食品安全部企画情報課長・老健局高齢者支援課長・振興課長・老人保健課長連名通知）に基づき、市町村において適切な対応がなされるよう、管内市町村への周知等をお願いしてきたところです。

今般、森永ひ素ミルク中毒事件発生から約69年の歳月が経過し、被害者の高齢化に伴い、介護サービスの利用等のさらなる増加が想定されており、被害者が自力で行政や社会資源に結び付くことが困難な場合に、（公財）ひかり協会が、被害者に代わって、被害者が居住する都道府県又は市町村の森永ひ素ミルク中毒関係担当窓口課（以下「窓口課」という。）に相談する事例が増加することが想定されることから、改めて窓口課における対応について下記の通りまとめたため、御了知いただくとともに、管内の市町村へ周知いただくようお願いいたします。

記

- （公財）ひかり協会から窓口課に対し、被害者の生活の状況や利用する介護サービスの調整にあたっての意向等について情報提供があった場合には、被害者が居住する市町村の介護保険主管部局への情報共有（救済事業に係る情報共有を含む。）を行うこと。
- 併せて、介護保険主管部局に対し、被害者が利用する地域包括支援センターや居宅介護支援事業所等への情報共有（救済事業に係る情報共有を含む。）を適切に実施するとともに、（公財）ひかり協会と十分な連携を図るよう依頼すること。

（参考）

窓口課からの情報共有に当たっては、必要に応じて、（公財）ひかり協会の事業（※1）や、これまでの行政協力（※2）に係る資料を活用すること。

※1 （公財）ひかり協会の事業に係る参考資料

- ・ （公財）ひかり協会 HP
<https://www.hikari-k.or.jp/>
- ・ 行政機関向けパンフレット
<https://www.mhlw.go.jp/content/11130500/000511472.pdf>
- ・ 関係機関向けパンフレット
<https://www.mhlw.go.jp/content/11130500/000511493.pdf>

※2 これまでの行政協力に係る参考資料

- ・ 厚生労働省 HP「森永ひ素ミルク中毒事件について」
（※「行政協力」の項を参照）
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/shokuhin/kenkoukiki/morinaga/index.html

(資料11)

事件と救済事業の経過（年表）

年	月	事件及び守る会、ひかり協会関係	月	行政関係
1955 (S.30)	6～8	西日本一帯の人工栄養児に「奇病」発生	8	岡山県衛生部「森永ドライミルク中よりひ素検出」と発表
	9	森永ミルク被災者同盟全国協議会結成（1956年4月解散）	9	厚生省、患者・死者の確認等の「患者処理」を都道府県知事宛に通知（衛発第518号）
			11	厚生省、「治癒判定基準、治療指針」を都道府県知事宛に通知（衛発第698号）
1956 (S.31)	6	「岡山県森永ミルク中毒の子供を守る会」発足	3	厚生省、治癒及び回復者の「精密検診」を都道府県知事宛に通知（衛発第183号）
1959 (S.34)				厚生省、全員治癒を確認したと報告
1969 (S.44)	10	丸山博大阪大学教授が「14年目の訪問」発表（第27回公衆衛生学会）		
	11	全国組織「森永ミルク中毒のこどもを守る会」発足		
1970 (S.45)	12	「守る会」と森永乳業の交渉開始		
1971 (S.46)				京都、大阪、和歌山、兵庫、広島、島根、愛媛等各県で検診、実態調査実施（～1973年）
1972 (S.47)	8	「守る会」は「恒久対策案」を決定（第4回総会）	6	厚生大臣が、「守る会」の要請に対して被害者手帳の大臣名での交付と、未確認被害者の認定作業を国の責任で実施する旨回答
	12	「守る会」は森永製品の不買（売）と民事訴訟を決議	9	厚生省、「被害者名簿の取扱いについて」都道府県宛に通知（環食第475号）
1973 (S.48)	11	徳島刑事裁判判決（森永乳業有罪判決）	10	厚生省の呼びかけにより三者会談開始（第1回三者会談）
			12	三者会談確認書の調印（第5回三者会談）、国が「全面的協力」を確約
1974 (S.49)	4	財団法人ひかり協会設立 三者会談は、その後も毎年開催され今日に至っている。第16回（1983年）からは協会も構成メンバーに加わる	6	厚生省は、「未確認飲用者把握調査の実施」について都道府県衛生主管部（局）長宛に通知（環食第137号）
1978 (S.53)		協会は、「20歳代の被害者救済事業のあり方」を決定		
1979 (S.54)			7	厚生大臣名で「飲用者証明書」の交付開始
1983 (S.58)	6	「守る会」は、会員資格を親族及び被害者とし、「森永ひ素ミルク中毒の被害者を守る会」に改称（第15回総会）	11	ひかり協会、疫学調査を大阪府立成人病センターに委託
1985 (S.60)		協会は、「30歳代の被害者救済事業のあり方」を決定	3	労働省、「ひかり協会事業に対する協力」を都道府県職業安定主管課長宛に通知（障対発第4号）

年	月	事件及び守る会、ひかり協会関係	月	行政関係
1986 (S.61)			6	厚生省、「ひかり協会事業に対する協力」を都道府県衛生主管部（局）長宛に通知（衛食第115号）
1987 (S.62)			7	ひかり協会・労働省第1回定期協議開催（その後毎年開催）
1988 (S.63)			11	厚生省、森永ミルク中毒事件関係都府県担当係長会議開催（その後政令市に北海道と東京23区も加え毎年開催）
1991 (H.3)			7	厚生省、「ひかり協会事業に対する協力」を都道府県衛生主管部（局）長宛に通知（衛食第91号）
1994 (H.6)	11	協会は、「40歳以降の被害者救済事業のあり方」を決定（1995年度より実施）		
1998 (H.10)			9	厚生省、「ひかり協会の行う施設入所の取組に対する協力について（依頼）」を都道府県衛生主管部（局）長宛に通知（衛食第88号）
1999 (H.11)	3	協会は、「『事務局体制の改革構想』の具体化について」ブロック制実施要綱を決定（1999年度より実施）		
2001 (H.13)			1	省庁再編により窓口が厚生労働省に再編後も三者会談確認書に基づく協力に変わらないことを確認
2002 (H.14)	3	協会は、「ブロック制実施要綱による救済事業の第一次10ヵ年計画」を決定		
2006 (H.18)	3	協会は、「第一次10ヵ年計画」を一部改正		
2007 (H.19)	3	協会は、「第一次10ヵ年計画」を一部改正、介護料事業等の「あり方」を一部改正（2007年度より実施）	1	厚生労働省、「ひかり協会の行う施設入所等の取組に対する協力について（依頼）」を都道府県衛生主管部（局）長・障害保健福祉主管部（局）長宛に通知（食安企発・障害発第0122001号）
2010 (H.22)	11	協会は、「ブロック制実施要綱による救済事業の第二次10ヵ年計画」を決定（2011年度より実施）		
2011 (H.23)	4	協会は、公益財団法人に移行		
2012 (H.24)	4	協会は、県事務所統廃合を実施		
2013 (H.25)	3	協会は、「40歳以降の被害者救済事業のあり方」を改正	2	厚生労働省通知（食安企発第0401001号）の一部改正を都道府県衛生主管部（局）長宛に通知（食安企発0227第1号） 厚生労働省通知（食安企発・障害発第0414001号）の一部改正を都道府県衛生主管部（局）長・障害保健福祉主管部（局）長宛に通知（食安企発・障害発0227第2号） 厚生労働省通知（食安企発0227第3号、老高発0227第1号、老振発0227第1号、老老発0227第2号）を都道府県衛生主管部（局）長・介護保険主管部（局）長宛に通知

年	月	事件及び守る会、ひかり協会関係	月	行政関係
2014 (H.26)			8	厚生労働省通知「ひかり協会が『自立奨励金』の見直しにより創設した『健康管理手当』の周知と同手当の生活保護制度における取扱いについて」(食安企発0828第2号)を都道府県衛生主管部(局)長宛に通知
			12	厚生労働省通知「森永ひ素ミルク中毒被害者の住所不明者の情報提供について(依頼)」(食安企発1203第2号)を都道府県衛生主管部(局)長宛に通知
2016 (H.28)			9	厚生労働省事務連絡「(公財)ひかり協会による森永ひ素ミルク中毒被害者の施設入所等の取組に対する協力について(依頼)」を各都道府県の衛生主管部(局)、障害保健福祉主管部(局)、介護保険主管部(局)宛に通知
2019 (H.31)			1	厚生労働省事務連絡「(公財)ひかり協会による障害のある森永ひ素ミルク中毒被害者への適切なサービス提供に向けた取組に対する協力について(依頼)」を各都道府県の衛生主管部(局)、障害保健福祉主管部(局)、介護保険主管部(局)宛に通知
2021 (R.3)	5	協会は、「40歳以降の被害者救済事業のあり方」を改正、「ブロック制実施要綱による第三次10ヵ年計画」を決定(2021年度より実施)		
2023 (R.5)	6			ひかり協会、疫学調査を国立大学法人大阪大学大学院医学系研究科社会医学講座公衆衛生学に委託
2024 (R.6)			6	厚生労働省事務連絡「森永ひ素ミルク中毒被害者の介護サービスの利用等に関する相談への対応について(依頼)」を各都道府県の衛生主管部(局)、介護保険主管部(局)宛に通知

公益財団法人ひかり協会 事務所連絡先一覧

事 務 所	所 在 地	電 話・FAX
本部事務局	〒530-0022 大阪市北区浪花町13-38 千代田ビル北館2階	電話 (06) 6371-5304 FAX (06) 6371-5348

事 務 所	所 在 地	電 話・FAX
関東地区センター事務所	〒160-0022 東京都新宿区新宿 5-4-1 新宿Qフラットビル607	電話 (03) 3352-0972 FAX (03) 3352-1040
東近畿地区センター事務所	〒600-8216 京都市下京区西洞院通塩小路上ル東塩小路町 608-9 日本生命京都三哲ビル5階	電話 (075) 284-2421 FAX (075) 343-0221
西近畿地区センター事務所	〒530-0022 大阪市北区浪花町13-38 千代田ビル北館4階	電話 (06) 6371-2160 FAX (06) 6371-2167
東中国地区センター事務所	〒700-0984 岡山市北区桑田町 18-28 明治安田生命岡山桑田町ビル4階	電話 (086) 232-3855 FAX (086) 232-3027
西中国地区センター事務所	〒732-0052 広島市東区光町2丁目9-30 竹本ビル301号	電話 (082) 263-7035 FAX (082) 263-7238
四国地区センター事務所	〒770-0841 徳島市八百屋町 1-14 グラン徳島ビル5階	電話 (088) 653-4859 FAX (088) 615-1643
九州地区センター事務所	〒812-0011 福岡市博多区博多駅前3丁目23番22号 シティ22ビル8階	電話 (092) 441-0253 FAX (092) 441-0279

発行所：公益財団法人ひかり協会

1994年8月発行、2024年9月第9版発行

電 話：(06) 6371-5304 F A X：(06) 6371-5348

U R L：https://www.hikari-k.or.jp

住 所：〒530-0022 大阪市北区浪花町13番38号
千代田ビル北館2階

